

条件付き一般競争入札共通公告事項

【令和元年9月制定】

1 入札手続きの担当部課

〒306-0291

茨城県古河市下大野2248番地（古河市役所総合庁舎ふるさと館2階）

茨城西南地方広域市町村圏事務組合事務局

電話0280-91-0120

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

入札参加に必要な資格は、次の各号の要件をすべて満たしていること。

- (1) 当該年度の古河市、下妻市、坂東市、常総市、八千代町、五霞町、境町（以下、「構成市町」という。）における建設工事入札参加資格者名簿のいずれかに登録されていること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、当該工事に係る許可を有していること。
- (3) 建設業法第27条の23の規定に基づき、当該業種に関する契約締結予定日から1年7ヶ月以内の審査基準日の経営事項審査結果を受けていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (5) 令第167条の4第2項の規定に基づき構成市町の入札参加制限を受けていないこと。
- (6) 公告の日から落札者の決定の日までの間に、構成市町で定める建設工事請負業者指名停止等措置要綱等又は建設工事暴力団排除対策措置要綱等（以下「指名停止要綱等」という。）の規定に基づく指名停止又は指名除外を受けている日が含まれないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法に基づく更正計画又は民事再生法に基づく再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。）
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が続いている者でないこと。
- (9) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1項に規定する事業協同組合にあっては、その構成員が同一入札に同時に参加していない者であること。
- (10) 公告の日から開札の日までの間に、構成市町で定める建設工事成績評定活用要綱

等の規定に基づく入札参加留保措置を受けている日が含まれないこと。

- (11) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (12) 公告日現在で、手持ち工事（茨城西南地方広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）が発注した工事で「4手持ち工事」に規定するもの。以下同じ。）の件数が3件未満であること。
- (13) 他の工事（組合発注工事のみ）を落札（落札候補者を含む。以下同じ。）したことにより、手持ち工事件数が3件となった場合は、本競争入札に参加できない。

3 設計業務の受託者等

- (1) 2(11)の「対象工事に係る設計業務等の受託者」とは、工事ごとに定める入札公告に掲げる者である。
- (2) 2(11)の「受託者と資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次に該当する者である。
 - ①設計業務の受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 - ②建設業者の代表権を有する役員が設計業務の受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

4 手持ち工事

手持ち工事とは、次のとおりとする。

- (1) 手持ち工事とは、組合と請負契約を締結（仮契約を締結し、又は落札者及び落札候補者となった場合を含む。）した土木一式工事、建築一式工事、舗装工事及び水道施設工事（いずれも予定価格（消費税及び地方消費税を含む額とする。）が1,000万円以上のものに限る。（当初契約後に増額変更契約を締結した結果、契約額が1,000万円以上となった工事は除く。））であって、公告の前日までに工事担当課において工事完成届を受理していないものをいう。ただし、次に掲げる工事は、手持ち工事の件数に含めないものとする。

① 隨意契約により契約した工事

② 特定建設工事共同企業体の構成員である建設業者が自ら一般競争入札に参加しようとする場合にあっては、当該特定建設工事共同企業体の手持ち工事

(2) 手持ち工事の工期延長等の特例

① 受注者の責めに帰することができない事由により工事の工期を延長した場合は、

当初の契約工期末日をもって手持ち工事の件数から除くものとする。

- ② 受注者の責めに帰することができない事由により工事期間中に組合が工事の一時中止を指示した場合には、当該指示をした日から起算して30日を超えた時点で手持ち工事の件数から除くものとし、一時中止を解除した時点で手持ち工事の件数に加えるものとする。この場合において、手持ち工事件数が2(12)に規定する件数を超えるに至ったときは、同号の規定は、適用しないものとする。

5 入札等の手続き

入札に参加を希望し、資料の提出、入札及び届出を行おうとする者は、参加申請書の受付期間の末日までに、1の入札手続きの担当部課に、書面により資料の提出をしなければならない。この場合における書面は紙媒体に限るものとし、郵送での提出は不可とする。

6 競争入札参加手続等

- (1) 入札参加申請は、次のとおり工事ごとに定める参加申請書受付期間中に行うこととする。

① 申請書等の提出方法

ア 提出先：1の入札手続きの担当部課に同じ

イ 受付時間：工事ごとに定める参加申請書受付期間中

ただし、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

② 申請書等の配布

組合ホームページからのダウンロードを原則とする。

URL : <http://www.ibarakiseinan.or.jp/secretariat/bid.html>

③ 提出書類

ア 事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書

イ 直近の経営規模等評価結果通知の写し

- (2) 参加申請書受付締切日までに参加申請書を提出し、当該申請を受理された者は、入札に参加することができる。ただし、提出の時点で明らかに入札参加資格がないと認められるときは、参加申請書を受理しない。

7 設計図書の閲覧又は貸出

(1) 設計図書は、組合ホームページに公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。

URL : <http://www.ibarakiseinan.or.jp/secretariat/bid.html>

(入札案件一覧の関係書類からダウンロード)

(2) 設計図書の閲覧又は貸出を直接希望する場合は、1の入札手続きの担当部課へ連絡すること。

8 現場説明会

現場説明会は、行なわないものとする。

9 入札方法等

(1) 入札書の提出は、紙入札方式（会場）により実施するので、入札者心得を熟読すること。

(2) 指定様式等の配布は、組合ホームページからのダウンロードを原則とする。

(3) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、茨城西南地方広域市町村圏事務組合財務等に関する規則第3条第3項により、準用する古河市契約規則（平成31年規則第24号）等関係法令を遵守すること。

(4) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該価格の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

(5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(6) 入札執行回数は1回とする。

10 工事費内訳書の提出

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

(2) 工事費内訳書は、指定された様式を使用すること。

(3) 入札書と共に提出すること。

(4) 工事費内訳書は、金抜き工事費内訳書（工事区分 工種）に対応した項目及び金額を記載すること。

(5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

(6) 指定様式等の配布は、組合ホームページからのダウンロードを原則とする。

11 入札執行の中止、延期、中止等

(1) 入札参加者が2者に満たないとき、又はやむを得ない事態が発生したときは、入札の執行を中止し、又は延期する。

(2) 入札の執行を中止し、又は延期した場合において当該入札参加者が損害を受けることがあっても、組合はその責めを負わないものとする。

12 入札の辞退

(1) 入札を辞退しようとする場合は、工事ごとに定める入札日の前日までに、1の入札手続きの担当部課へ持参又は郵送により辞退届を提出しなければならない。

(2) 辞退届は、指定された様式を使用すること。

(3) 指定様式の配布は、組合ホームページからのダウンロードを原則とする。

13 開札の方法等

開札は、工事ごとに定める入札日時、場所において即時開札を行う。

14 落札候補者等の決定

(1) 入札の開札においては、落札者を定めず、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者（以下「落札候補者」という。）の順位を決定する。この場合において、同価の入札をした者が2人以上あるときは、その者を同順位とする。

(2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

15 最低制限価格

「古河市建設工事の最低制限価格決定等に係る事務処理要領」に準じる。

16 入札参加資格の確認等

開札後、落札候補者は、落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、次のとおり、入札参加資格確認申請書類等を提出しなければならない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書類等

- ① 競争入札参加資格確認申請書（指定様式）
- ② 配置技術者の資格・工事経験（指定様式）

- ③ 直近の経営事項審査結果通知書の写し（ただし、請負代金額が建築一式工事にあっては1,500万円以上、その他の建設工事にあっては500万円以上の場合は）
 - ④ 配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが証明できる書類
 - ⑤ 資格認定証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る監理技術者講習修了証の写し
 - ⑥ その他工事ごとに定める入札公告において提出を求める資料
- (2) 競争入札参加資格確認申請書類等の配布
指定様式の配布は、組合ホームページからのダウンロードを原則とする。
- (3) 競争入札参加資格確認申請書類等の提出期限、提出場所及び提出方法
- ① 提出期限：入札参加資格確認申請書等は、提出を求められた日の翌日から起算して2日以内（休日を除く。）に提出しなければならない。
 - ② 提出場所：1の入札手続きの担当部課
 - ③ 提出方法：持参による。なお、提出された書類の返却はしない。
- (4) 落札候補者が提出期限内に入札参加資格確認申請書類等を提出しないときは、当該落札候補者は、参加資格がないものとする。
- (5) 入札参加資格を有していないことを確認したときは、当該落札候補者に対して、事後審査型条件付一般競争入札参加資格不適格通知書により通知する。
- (6) 事後審査型条件付一般競争入札参加資格不適格通知書を受けた者は、当該通知を受けた日を含め、3日以内（休日を除く。）にその理由について書面で説明を求めることができる。

17 落札者の決定等

- (1) 落札候補者について、入札参加資格の審査を行い、その結果、当該入札参加資格を有しているときは、その者を落札者とする。
- (2) 入札参加資格の審査の結果、入札参加資格がないと認められた場合には、次順位者を落札候補者とし、この者につきあらためて入札参加資格の審査を行い、落札者が決定するまで行う。
- (3) 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し電話等の方法により通知する。

18 入札の無効

茨城西南地方広域市町村圏事務組合財務等に関する規則第3条第3項により、準用する古河市契約規則（平成31年規則第24号）第14条各号のいずれかに該当するものほか、次の入札書は無効とする。

- (1) 入札を行う資格のない者及び談合した者の入札
- (2) 2通以上の入札をした者の入札
- (3) 入札について不正の行為があったとき
- (4) 入札参加者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合
- (5) 指定された様式の工事費内訳書を使用していない又は提出がない者がした入札
- (6) 工事費内訳書を白紙又は内訳項目の記載が全くないものを提出した者が行った入札
- (7) 工事費内訳書に記載された工事価格計と入札書に記載された金額とが異なるもの（ただし、工事費内訳書の工事価格に係る1万円未満の端数処理に該当する場合を除く。）
- (8) 工事費内訳書で一式値引きやマイナス計上の項目が記載されたものを提出した者が行った入札（ただし、工事費内訳書の工事価格に係る1万円未満の端数処理に該当する場合を除く。）
- (9) 入札書又は工事費内訳書の金額が欠けている又は誤りがあるとき
- (10) 入札書又は工事費内訳書の発注者名に誤りがあるとき
- (11) 入札書又は工事費内訳書が誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき
- (12) 入札書及び工事費内訳書に商号又は代表者の記名押印がない入札
- (13) 入札書の金額を訂正した入札
- (14) 事後審査に必要な書類を期限までに提出しないとき
- (15) その他、入札に関する条件に違反したとき

19 配置技術者

- (1) 建設業法第26条の規定に基づく主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること
- (2) 配置技術者は入札日（開札日）以前に直接的かつ恒常的（3ヶ月以上）な雇用関係にある者でなければならない。
- (3) 上記に示す「監理技術者」にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。
 - ① 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者
 - ② 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者
- (4) 入札参加資格確認申請書類等に記載した配置技術者の変更は、病休・死亡・退職等

極めて特別な場合で、やむを得ないとして管理者が承認した場合の外は認めない。

20 その他

- (1) 落札者の決定後、契約締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 「入札参加資格確認申請書類に虚偽の記載をした場合」、「落札候補者が入札参加資格確認申請書類等を提出しない場合、提出した場合であっても確認審査書類中正当な理由なく技術者を配置できない場合、書類の不備による故意の辞退と見なされる場合」、又は「落札者が契約を締結しない場合」は、指名停止要綱等に基づく指名停止を行う場合がある。
- (3) 入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、入札を保留することがある。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 工事ごとに定める入札公告の予定価格が1億5,000万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）の場合は、契約の締結について、議会の議決に付するべきものであるので、落札者と仮契約を締結し、議会の議決を経たときに本契約とするものとする。
- (6) 入札後の異議の却下
入札に参加した者は、入札後において、公告、設計図書、契約書案及び現場等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) その他
 - ① 管理者は、落札候補者が開札日から契約締結（仮契約締結を含む。）までに会社更生法に基づき更生手続開始の申立を行った場合、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産の申立を行った場合、若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立を行った場合、又は指名停止要綱等に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約（仮契約を含む。）予定の相手方としての資格を取り消すことができる。
 - ② 管理者は、仮契約の相手方が、締結した仮契約について議会の議決を得るまでに会社更生法に基づき更生手続開始の申立を行った場合、破産法に基づき破産の申立を行った場合、若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立を行った場合、又は指名停止要綱等に基づく指名停止を受けた場合は、当該仮契約を解除することができる。
 - ③ ①及び②の場合において、落札者又は仮契約の相手方は、管理者に対して何らかの損害賠償を請求することはできない。